

物品購入設計書		令和 8 年 度		部 長	所 長	リーダー	グ ル ー プ	審 査	設 計
		事 業 番 号	多 三 消 第 10 号						
事業名	灯油購入(その5)			履 行 場 所	多 治 見 市 三 の 倉 町 猪 場 地 内				
設 計 概 要	・JIS1号灯油1リットル ・輸送費、荷おろしを含む ・計画使用量:20キロリットル			設 計 年 月 日	令 和 8 年 7 月 21 日		事 業 種 別	その他 ()	
				入札の注 意	現場説明 別紙仕様書 無 無 () その他 ()		施 行 方 法	請 負 その他 ()	
				履 行 期 間	事業着手の日から 日以内		契約日 ~ 令和8年9月30日		
				起 業 理 由	焼却場の助燃材として使用する灯油を購入するもの。				
				特 記 事 項					

	当 初 設 計 額	第 一 回 変 更 設 計 額	第 二 回 変 更 設 計 額
事 業 価 格			
消費税及び地方消費税相当額			
総 事 業 費 計			

内 訳 書

[illegible]

特記仕様書

多治見市 三の倉センター

1. 事業番号 多三消第10号
2. 事業名 灯油購入(その5)
3. 納入場所 多治見市三の倉町猪場地内
4. 地下タンク容量 最大容量: 20,000L
5. 品名・仕様等

品名	JIS1号灯油
搬入方法	タンクローリー車
搬入単位	3,000～10,000ℓ/1回
計画使用量	20,000ℓ

5. 履行期間 契約日～令和8年9月30日

6. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- ・受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- ・受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

8. その他

- ・納入にともなう荷の積みおろし及び運搬等に掛かるすべての費用を含むものとする
- ・提出書類は、再生紙を使用すること
- ・搬入車両は、不要なアイドリングの停止等を実施すること
- ・搬入ごとに灯油の成分分析結果一覧表を多治見市三の倉センターへ提出すること
- ・給油口形状は、2.5インチ、外ネジ型
- ・給油時に給油口の監視を徹底すること。灯油が漏れた際は、迅速かつ適切に対応をすること